

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 記

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 令和6年度診療報酬改定に伴う労働者派遣業務
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年7月5日まで
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法

入札金額は履行場所ごとに1時間あたりの単価にて行う。なお、入札書の提出に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 電子調達システムの利用  
本案件は、紙入札方式で行う。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供等」のうち「その他」であって「A」、「B」、又は「C」等級に格付けされ、近畿地域の資格を有する者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業者であること。
- (9) 次に掲げる事項に該当する者であること。
  - ①労働者派遣法、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。
  - ②各派遣先府県の最低賃金（最低賃金額が改定された場合は、当該改定後の最低賃金）以上の額を労働者に支払うこと。

### 3. 入札説明書の交付場所、入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒541-8556  
大阪府中央区大手前4丁目1番76号（大阪合同庁舎第4号館3階）  
近畿厚生局総務課経理第一係 電話06-6942-2648
- (2) 入札説明書の交付方法  
上記3（1）の場所にて交付する。なお、メールにて交付することも可能なので上記（1）に問い合わせること。
- (3) 競争参加資格を証明する書類の受領期限  
令和6年4月18日（木）15時00分
- (4) 入札書の受領期限  
令和6年4月18日（木）15時00分
- (5) 開札の日時及び場所  
令和6年4月19日（金）10時00分  
大阪合同庁舎第4号館3階 近畿厚生局会議室

#### 4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否 要

#### (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無 無

#### (8) 真正性の確保

会計手続の書面・押印の見直しに伴う政省令等の改正に伴い契約関係書類の真正性の確保から以下の点に留意されたい。

- ・担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての正式な決定のもと提出されたものであること。
- ・押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収することがあること。

#### (9) その他 詳細は入札説明書による。

以上公告する。

令和6年3月26日

支出負担行為担当官  
近畿厚生局長 得津 馨